

## 令和6年度第1回 基山町情報公開審査会会議録

日 時 令和7年3月24日（月）  
10時00分～11時19分  
場 所 基山町役場 4階401会議室

○出席者○

【委員】（敬称略）

児玉 弘、原 憲一、田口 英信、内山 敏行、尾関 大雅

【事務局】

総務課長 平野 裕志

総務課文書法令係 係長 樋口 知美

主査 小林 友樹

○会議録○

### 1 開会

（事務局により開会）

### 2 会長選任

（基山町情報公開審査会規則第2条第2項により、会長に児玉弘委員を選任）

### 3 会長挨拶

（会長から挨拶）

### 4 議事

（1）令和6年度情報公開条例、個人情報保護法施行条例 運用状況報告について  
（事務局から令和6年度運用状況について説明）

以下要点筆記

委 員：区長及び区長代理の住所氏名一覧表について、住所まで出すことの危険性はないか検討する必要があるのではないか。

事務局：今後の課題だと考えています。転入者が区長や区長代理に連絡を取りたいという場合もあるので、公表しないのであればどう運用していくのが課題です。

委 員：全体の一覧表ではなく、請求者の必要な部分に応じて出していく必要もあるのではないだろうか。

事務局：現状、情報公開請求をされるのは、事業者が事業の説明や案内を区長に行うためのものが多いです。

委員：17人の区長それぞれの名簿があれば、該当するところだけ出せばいいが、一覧表しかないのであれば、それを出すしかない。難しい問題。

委員：情報公開のほとんどが請求後、公開が即日だが運用はどのようにしているのか。

事務局：下水道布設図や区長及び区長代理住所氏名一覧表などについては、請求も多く、また請求者をお待たせしないために、即日公開ができるようにいつも準備をしているところです。一部公開等のものについては基本的に即日公開にはしておらず、内部で複数の目で確認をして決定するようにしています。一部公開や非公開文書で即日開示になっているものについては、窓口に来て請求書を書いてもらう前に、電話等でこういう情報がほしいという連絡をいただき、先に準備を進めておいて、請求書をいただいでから事前にチェックしていた文書を同日にお渡ししたものです。請求者の負担が減るように日付が同日にはなっていますが、確認等はもっと前から行っています。

委員：請求があった日から起算して14日以内に公開するとなっているが、請求した日も含めるのか、そうでないのか確認したい。

事務局：初日不算入で行っています。

委員：開示するまでに1カ月あるが、個人情報保護法は開示の日について決定事項はないのか。

事務局：個人情報保護法も14日以内になっています。文書の精査をするために、請求者には日数いただく旨を電話で連絡していますが、正式に延長の手続きは取っておらず、14日を超えて回答している形になっています。

委員：個人情報保護法では30日となっている。

事務局：法では30日となっていますが、個人情報の保護に関する法律施行条例が町の方で定められていて、もともと従来の自治体で持っていた条例が情報公開と同じ14日以内にしており、法と合わせようかという検討もしましたが、住民にとって不利益になるのではということで旧条例に合わせました。

委員：延長はあるのか。また、延長の手続きはしていなかったのか。

事務局：施行条例第5条では、「開示請求があった日から14日以内にしなければならない。」となっています。第5条の第2項で16日間延長できますが、「書面により通知しなけ

ればならない。」となっています。今回は書面による通知はせず、口頭で請求者に報告をしておりました。今後適切に対応したいと思います。

(2) その他

事案なし

会 長：他になければ、進行は事務局へお返しします。

5 閉会

(事務局により閉会)

～11時19分閉会～